

## 登録有形文化財（建造物・美術工芸品）修理等事業費国庫補助要項

平成9年7月11日  
文化庁長官裁定  
平成10年11月20日  
平成12年4月3日  
平成14年4月1日  
平成17年4月1日  
平成20年4月1日  
平成30年4月1日  
令和2年4月1日  
令和2年7月2日  
令和3年4月1日  
令和4年10月18日  
令和8年4月10日  
改 正

### 1. 趣旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第57条の規定により登録された有形文化財の保存と活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理等に要する経費及び登録有形文化財の公開活用に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

3. I（1）、3. II（1）（2）についての補助事業者は、登録有形文化財の所有者又は法第60条の規定により登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。

3. I（2）のアからエについての補助事業者は、登録有形文化財の所有者のうち地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認めるその他の法人又は法第60条第3項の規定により登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。3. I（2）のオについては、登録有形文化財の所有者又は法第60条第3項で規定する登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人、当該文化財の所在する地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く）とする。

3. I（3）についての補助事業者は、登録有形文化財の所有者又は法第60条第3項の規定により登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された法人（いずれも、地方公共団体、営利法人のうち中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者以外の法人及び災害復旧に係る他の国庫補助事業により補助対象となる法人を除く）とする。ただし、被災した登録有形文化財の修理を行っていた又は修理を行う意思があったこと、かつ合理的な理由なく修理を行うまでに期間を要していないことを要件とする。

### 3. 補助対象事業

#### I 建造物

##### （1）保存修理に係る設計監理事業

①補助対象となる事業は、次のア～ウに掲げるいずれかに該当する登録有形文化財建造物の保存・活用の模範となるもので、これらの登録有形文化財建造物の保存修理に係る設計監理事業とする。

ア 各地の歴史的景観を活かしたまちづくりに資するもの

イ 各地の特色ある伝統的建築文化の技術・意匠などの伝承に資するもの

ウ 身近な地域づくりや地域振興に資するもの

②補助事業の内容は、次に掲げる登録有形文化財建造物の修理工事又はこれにともなう建物附属設備の設置改修工事に係る設計監理事業（これらの工事施工上必要となる事前調査等の事業を含む。）とする。なお、ア（ア）については、地方公共団体が補助事業者で修理が完了する翌年から5ヶ年について収入増加が見込まれる場合、又は2. の補助事業者で保存活用地域計画若しくは保存活用計画で具体的な活用方策が記載されている場合、優先採択等の措置を講じる。

ア 修理工事

（ア）解体修理、半解体修理、屋根葺替、外観（これとともに価値を形成する内部を含む。）の部分修理、塗装修理、構造補強等

（イ）上記の災害復旧工事

イ 建物附属設備の設置改修工事

（ア）空調設備、給排水設備、電気設備、警報設備、消火設備、避難設備、避雷設備、防犯設備等で、建造物に密接に係わる諸設備の設置及びそれらの改修工事

（イ）覆屋、保護柵、擁壁等、建造物の保存に必要な施設の設置及び改修工事

（ウ）上記の災害復旧工事

## (2) 公開活用事業

登録有形文化財建造物の公開活用に係る事業とする。なお、イ～オについては、保存活用計画を策定している場合についてのみ、補助対象となる事業とする。

ア 保存活用計画の策定

イ 登録有形文化財建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。））の整備

ウ 登録有形文化財建造物の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備

エ 登録有形文化財建造物の公開活用の安全性確保に必要な防災設備等の整備及び耐震対策工事

オ 登録有形文化財の公開活用に資する案内設備・情報機器の整備

## (3) 災害復旧事業

対象は別に定めるものとする。

## II 美術工芸品

### (1) 管理事業

ア 災害復旧としての資料整備事業

### (2) 公開活用事業

ア 保存活用計画の策定

## 4. 補助対象経費

### I 建造物

#### (1) 保存修理に係る設計監理事業

補助対象となる経費は、保存修理工事、設備設置及び改修工事に係る設計監理に要する経費とし、明細は別紙のとおりとする。

なお、修理工事（災害復旧工事を除く）については、総事業費から修理が完了する翌年から5ヶ年における収入増加見込額の合計額を除いた額を補助対象経費とする。

- ①設計料及び監理料
  - ア. 直接人件費
  - イ. 経費（直接経費、間接経費）
  - ウ. 技術料
  - エ. 特別経費
- ②事務経費
  - ア. 事務費

#### (2) 公開活用事業

- ① 保存活用策定経費
- ② 建築工事経費、設備工事費、環境整備費
- ③ 解説整備事業経費
- ④ 設計料及び監理料等
- ⑤ 事務経費

#### (3) 災害復旧事業

補助対象となる経費は次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- ① 修理工事経費
- ② 設計料及び監理料等
- ③ 事務経費

## II 美術工芸品

### (1) 管理事業

補助対象となる経費は次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- ① 資料整備経費
- ② 事務経費

### (2) 公開活用事業

補助対象となる経費は次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- ① 保存活用計画策定経費
- ② 事務経費

## 5. 補助金の額

補助率は、次に掲げる場合を除き補助対象経費の50%とする。

- (1) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあって

は、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

- (2) 補助事業者が地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する財政再生団体又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は65%とする。

なお、過疎法附則第5条に規定する特定市町村に係る補助率かさ上げの経過措置については、別に定めるものとする。

- (3) 当分の間、沖縄県内において行われる補助事業に対する補助率は80%とする。

- (4) 補助事業が3. I (1) ②、3. II (1) の災害復旧としておこなわれる場合の補助金の額は、別に定めるものとする。

- (5) 補助事業者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入額が減少した場合の補助率は、別に定めるものとする。

(別 紙)

I 建造物

名 称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説 明
保存修理に係る設計監理事業	設計料及び監理料	ア.基本設計料	直接人件費	直接人件費	設計監理の業務に直接たずさわる者の人件費
			直接経費	需用費 役務費	業務に必要な印刷製本、複写、消耗品費等 業務に必要な通信運搬費、手数料等
			間接経費	諸経費	業務管理費、一般管理費等
			技術料	技術料	業務において発揮される技術力等の報酬料
			特別経費	〇〇調査、〇〇試験委託費	修理設計、構造設計、設備設計作製に必要な特殊な調査及び試験の委託費
				技術指導料	文化庁の承認を得た者の技術的指導に係る経費
				写真撮影費	専門家による建築写真撮影費
				〇〇使用料	特許使用料、電子計算機使用料及び機械器具損料、会場使用料等
				仮設経費	実測等各種調査及び監理に必要な仮設経費
			事務経費	イ.実施設計料 ウ.監理料 事務費	アに準ずる
	出張旅費	文化財修理の特殊性により生ずる通常業務以外に必要となる旅費、日当、宿泊費			
	報償費	委員会委員謝金、原稿執筆謝金等			
	旅費	普通旅費 特別旅費			
	需用費 役務費 委託費	消耗品費 通信運搬費 〇〇委託費			

公開活用事業	(ア)保存活用計画 策定経費	計画策定経費	給 報 員 手 当 等 共 濟 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 費 測 量 費 図 面 作 製 費 ○ ○ 委 託 費 借 料 及 び 損 料 使 用 料 及 び 賃 借 料	時 間 外 手 当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 ○ ○ 手 当 社 会 保 険 料 ○ ○ 保 険 料 調 査 謝 金 打 合 会 出 席 謝 金 原 稿 執 筆 謝 金 ○ ○ 謝 金 普 通 旅 費 特 別 旅 費 費 用 弁 償 印 刷 製 本 費 消 耗 品 費 会 議 費 ○ ○ 費 通 信 運 搬 費 写 真 焼 付 料 手 数 料 費 ○ ○ 費 借 料 及 び 損 料	危 険 な 作 業 を 伴 う 等 特 別 な 場 合 に 限 る 委 員 会 等 の 外 部 委 員 会 計 年 度 任 用 職 員 を 含 む 計 画 策 定 の 全 部 又 は 一 部 を 委 託 す る 経 費 地 上 実 測、航 空 写 真 実 測 等 図 化 費 会 場 借 上 料 等
	(イ)建築工事経費 設備工事費 環境整備費	本 工 事 費	給 報 員 手 当 等 共 濟 費 旅 費 需 用 費 役 務 費	時 間 外 手 当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 ○ ○ 手 当 社 会 保 険 料 ○ ○ 保 険 料 費 用 弁 償 消 耗 品 費 燃 料 費 修 繕 料 費 ○ ○ 費 保 管 料 火 災 保 険 料 通 信 運 搬 費 手 数 料 費 ○ ○ 費	危 険 な 作 業 を 伴 う 等 特 別 な 場 合 に 限 る 会 計 年 度 任 用 職 員 を 含 む 機 械 器 具 の 修 繕 料 運 搬 料

公開活用事業	(ウ)解説整備事業経費	共通工事費	委託費	〇〇測量委託 〇〇調査委託 〇〇試験委託 〇〇委託費	本工事の全部又は一部を委託する経費
		附帯工事費	使用料及び賃借料	借料及び損料 〇〇損料	工事に直接必要な建物、土地の借上料 器具損料、自動車借上料
		工事人件事務費	工事請負費	請負費	本工事の全部又は一部を請負で施工する場合(契約によるもの) 本工事に必要な原材料の購入費
			原材料費	工事材料費 加工材料費 木材費 石材費 金属資材費 〇〇費 雑資材費	
			備品購入費		わら、竹、縄、薬品、塗料等の資材で少額の場合 機械器具等の購入費(工事完了後、売払い等の処分をすること) 本工事費に準ずる
			給与報酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	
			共済費	社会保険料 〇〇保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む
			旅費	費用弁償	
			給与報酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	
			共済費	社会保険料 〇〇保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る
			報償費	原稿執筆謝金 翻訳謝金 〇〇謝金	
			旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償	会計年度任用職員を含む
			使用料及び借料	会場借料 自動車等借上料 〇〇借料	

	<p>(エ)設計料及び監理料等</p> <p>(オ)事務経費</p>	<p>委託費</p> <p>技術指導料</p> <p>事務費</p>	<p>役務費</p> <p>委託費</p> <p>請負費</p> <p>備品購入費</p> <p>需用費</p> <p>委託費</p> <p>技術指導料</p> <p>報償費</p> <p>旅費</p> <p>役務費</p> <p>旅費</p> <p>需用費</p> <p>役務費</p> <p>委託費</p> <p>使用料及び賃借料</p>	<p>〇〇損料</p> <p>通信運搬費</p> <p>現像焼付料</p> <p>〇〇委託費</p> <p>消耗品費</p> <p>印刷製本費</p> <p>その他需用費</p> <p>設計料</p> <p>監理料</p> <p>翻訳・監修料</p> <p>技術指導委託</p> <p>技術指導謝金</p> <p>〇〇謝金</p> <p>普通旅費</p> <p>手数料</p> <p>普通旅費</p> <p>特別旅費</p> <p>消耗品費</p> <p>印刷製本費</p> <p>光熱水料</p> <p>〇〇費</p> <p>通信運搬費</p> <p>手数料</p> <p>〇〇委託費</p> <p>借料及び損料</p>	<p>技術指導の全部又は一部を委託する経費</p> <p>文化庁の承認基準を満たす者による技術的指導に係る経費</p> <p>原稿執筆・翻訳謝金等</p> <p>技術的指導旅費</p> <p>事業実施に伴う事務費で主たる事業費以外の経費</p> <p>連絡旅費等</p> <p>指導監督旅費</p> <p>文具等短期間使用の物品(備品とならないもの)</p> <p>工事報告書及び小印刷、写真焼付等</p> <p>事務所光熱水料</p> <p>郵便料等</p> <p>写真撮影料、図化作成費(トレース原紙)</p> <p>会場借料等</p>
	<p>(ア)修理工事経費</p>	<p>本工事費</p>	<p>給与</p> <p>報酬</p> <p>職員手当等</p> <p>共済費</p> <p>旅費</p> <p>需用費</p> <p>役務費</p>	<p>時間外手当</p> <p>期末手当</p> <p>通勤手当</p> <p>退職手当</p> <p>〇〇手当</p> <p>社会保険料</p> <p>〇〇保険料</p> <p>費用弁償</p> <p>消耗品費</p> <p>燃料費</p> <p>修繕料</p> <p>〇〇費</p> <p>保管料</p> <p>火災保険料</p> <p>通信運搬費</p>	<p>危険な作業を伴う等特別な場合に限る</p> <p>会計年度任用職員を含む</p> <p>機械器具の修繕料</p>

災害復旧事業	(イ) 設計料及び監理料等	共通工事費	手数料	〇〇測量委託 〇〇調査委託 〇〇試験委託 〇〇委託費	本工事の全部又は一部を委託する経費
		附帯工事費	使用料及び賃借料		
災害復旧事業	(ウ) 事務経費	工事人件事務費	工事請負費	請負費	本工事に必要な原材料の購入費
		委託費	原材料費	工事材料費 加工材料費 木材費 石材費 金属資材費 〇〇費 雑資材費	
災害復旧事業	(イ) 設計料及び監理料等	技術指導料	備品購入費		} 本工事費に準ずる
		事務費	給報職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 社会保険料 〇〇保険料	
災害復旧事業	(ウ) 事務経費	委託費	給報職員手当等	設計料 監理料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む
		事務費	給報職員手当等	技術指導委託 技術指導謝金 普通旅費 手数料	
災害復旧事業	(イ) 設計料及び監理料等	事務費	給報職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 社会保険料 〇〇保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る
		事務費	給報職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 社会保険料 〇〇保険料	

			報 償 費 旅 費  需 用 費   役 務 費  委 託 費 使用料及び賃借料 備品購入費	○ ○ 謝 金 普 通 旅 費 特 別 旅 費 費 用 弁 償 消 耗 品 費 食 糧 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 料 ○ ○ 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 ○ ○ 委 託 費 借 料 及 び 損 料	修理専門委員等 連絡旅費、資材検収、関係文化財調査等 工事指導監督旅費 会計年度任用職員を含む 文具等短期間使用の物品(備品とならないもの) (会議費) 工事報告書及び小印刷、写真焼付等 事務所光熱水料  シ尿汲取料 写真撮影料、図化作成費(トレス原紙) 会場借料、プレハブ借上、自動車借上料 庁用備品の購入費 (工事完了後、売払い等の処分をすること)
--	--	--	--	---	---

II 美術工芸品

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
管 理 事 業	資料整備経費	資 料 整 備	共 済 費	○ ○ 保 險	危険作業を伴うなど特 に必要な場合に限る
			報 償 費	○ ○ 謝 金	
			給 与 報 酬 職員手当等	時 間 外 手 当 ○ ○ 手 当	
			旅 費	普 通 旅 費 特 別 旅 費	
			需 用 費	印 刷 製 本 費 消 耗 品 費 ○ ○ 費	
			役 務 費	通 信 運 搬 費 手 数 料 費 ○ ○ 費	
			備品購入費	○ ○ 費	
			使用料及び賃借費	○○借料・損料	
			委 託 費	○ ○ 委 託 費	
			事 務 経 費	事 務 費	
			需 用 費	消 耗 品 費	
			役 務 費	通 信 運 搬 費	

公開活用事業	保存活用計画策定経費	計画策定経費	給与 報酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	
			共済費	社会保険料 〇〇保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る
			報償費	調査謝金 打合せ出席謝金 原稿執筆謝金 〇〇謝金	委員会等の外部委員
			旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償	会計年度任用職員を含む
			需用費	印刷製本費 消耗品費 会議費 〇〇費 〇	
			役務費	通信運搬費 写真焼付料 手数料 〇〇費	
			委託費	〇〇委託費	計画策定の全部又は一部を委託する経費
			使用料及び賃借料	借料及び損料	会場借上料等
	事務経費	事務費	旅費	普通旅費 特別旅費	連絡旅費等 指導監督旅費
			需用費	消耗品費 印刷製本費 〇〇費	文具等短期間使用の物品(備品とならないもの) 報告書及び小印刷、写真焼付
			役務費	通信運搬費 手数料	郵便料等
			委託費	〇〇委託費	
			使用料及び賃借料	借料及び損料	